

○環境保全資金融資のご案内

○ 資金を利用できる事業者

中小企業者又は中小企業団体で、次の要件を満たしている方です。

- 1 これから公害防止施設等又は保全施設等を設置しようとする方、環境浄化対策をしようとする方、公害防止のために工場等の移転をしようとする方、ISO 14001の認証取得をしようとする方
- 2 愛媛県内に工場又は事業場を有する方で、6箇月以上引き続いて現在の事業を営んでいる方

○ 融資の条件

融資限度額	5,000万円以内
融資期間	10年以内（据置期間1年以内を含む。）
返済方法	原則として分割
融資利率	年2.00%
担保・保証	取扱金融機関所定の扱いによる

○ 融資の対象

1 公害防止施設等

ばい煙処理施設	重力沈降装置、慣性分離器、遠心力集じん装置、ろ過集じん装置、亜硫酸ガス等の洗浄、中和装置 等
汚水処理施設	沈でん又は浮上装置、油水分離装置、汚泥処理装置、ろ過装置、吸着処理装置、貯溜装置 等
騒音振動防止施設	防音防振装置 等
産業廃棄物処理施設等	産業廃棄物処理施設、最終処分施設、収集・運搬施設 等
土壌・地下水浄化対策	土壌・地下水及びアスベストに関する調査、浄化、除去等に要する資金
公害を防止するための工場又は事業場の移転	

2 環境保全施設等

フロン等回収・処理施設	フロン等の回収装置、保管施設、破壊処理施設 等
資源リサイクル施設	廃棄物の再生、資源化のための選別、破壊、圧縮装置 等
省資源・省エネルギー施設	廃熱ボイラー、太陽熱利用施設、廃棄物利用施設 等
低公害車	電気自動車、ハイブリッド自動車 等
雨水貯留施設	雨水を貯留し、利用する施設又は設備
緑化	工場緑化、ビルの屋上緑化 等

3 ISO14001の認証取得

ISO 14001の認証取得	審査登録、委託、施設、設備等の整備 等
----------------	---------------------

○ 取扱金融機関 伊予銀行、愛媛銀行

○ 融資の申込手続

- ① 融資を受けようとする方は、「環境保全施設等整備等計画書」に添付書類を添えて、最寄りの取扱金融機関まで提出してください。
- ② 取扱金融機関から貸付けの決定を受けた方は、金融機関所定の融資申込書を提出してください。
- ③ 融資を受けた工事が完了したときは、「環境保全施設等整備等完了報告書」を取扱金融機関に提出してください。

○ 添付書類

1 公害防止施設若しくは環境保全施設等を整備、又は環境浄化を行う場合

① 事業所付近の見取図
② 操業の系統図（環境保全のための処理系統図、処理施設の配置図を含む。）
③ 処理装置（処理能力等を明らかにした設計図又はカタログ）
④ 処理施設の見積書、仕様書

2 移転又は移転先の用地・建物を購入、建築する場合

① 移転前の用地、建物の平面図（既設建物配置図）及び付近見取図
② 移転先の用地、建物の平面図（機械等の配置図を含む。）及び付近見取図
③ 移転に伴う経費の見積書

3 緑化を行う場合

① 現場写真
② 緑化に伴う請負業者等からの見積書又は契約書の写し
③ 工場、ビル等の平面図（樹木の配置図を含む。）及び付近見取図

4 ISO14001の認証取得

① 会社の概要を記載した書類
② 事業所付近の見取図
③ 作業工程図
④ ISO14001の認証取得に係る見積書及び委託業者の経歴書（受注実績を含む。）

○ お問い合わせ先 愛媛県庁 環境政策課 〒790-8570 松山市一番町4-4-2 tel089-912-2347